平成２５年（フ）第４６０号
静岡県磐田市海老塚700番地２
破産者　則包　隆子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
三重県津市白塚町2800番地　第７野呂マンション106号、開始決定時の住所愛知県豊川市末広通４丁目９番地の３
破産者　路川　誠二
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６００号
京都市伏見区向島二ノ丸町68番地85　向島ビル103号、前住所京都府久世郡久御山町栄１丁目１番地78
破産者　青木　　俊
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
福井県小浜市小浜白鬚14番地の１、開始決定時の住所京都府福知山市石原１丁目89番地
破産者　濱　　孝修
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２７号
京都府宇治市小倉町山際43番地の32
破産者　藤澤　範泰
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
奈良県生駒市西菜畑町1114番地２　ふぁみーゆ弐番館110
破産者　深尾　忠央
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６５号
奈良県桜井市大字戒重290番地の６　Ａ棟202号、開始決定時の住所奈良県天理市指柳町223番地　パストラーレ天理1112号
破産者　城　　守
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３８号
山口県下関市彦島角倉町１丁目８番７号
破産者　家入　良美
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
山口県下関市彦島角倉町１丁目８番７号
破産者　家入　摂子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
高知県安芸市伊尾木759番地５
破産者　大野　修仁
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
長崎県長崎市手熊町236番地　中山方、住民票上の住所長崎県長崎市手熊町236番地
破産者　森岡　重光
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
長崎県長崎市江平３丁目12番26号　馬場アパート２Ｆ
破産者　山邉　真吾（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２８０号
奈良県大和郡山市番匠田中町51番地
破産者　上田　和男
1　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
2　一般調査期日　平成26年５月23日午前10時
平成26年４月14日　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２６号
大阪市西成区北津守２丁目６番40号
破産者　株式会社大拓建設
1　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
2　一般調査期日　平成26年６月12日午後３時
平成26年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７２号
長野県上田市下丸子285番地２
破産者　小宮山知良
1　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
2　一般調査期日　平成26年７月８日午前11時15分
平成26年４月15日　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０７９号
さいたま市大宮区三橋１丁目1361番地
破産者　大竹　信子
1　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
2　一般調査期日　平成26年６月３日午後１時30分
平成26年４月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
埼玉県加須市旗井345番地６
破産者　奈良　政美
1　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
2　一般調査期日　平成26年６月17日午後３時30分
平成26年４月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
奈良県生駒市小明町1872番地の７、住民票上の住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―302号
破産者　前川　敦史
1　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
2　一般調査期日　平成26年６月13日午前10時50分
平成26年４月14日　奈良地方裁判所